

（仮称）教育福祉総合センターにおける
新図書館及び新郷土資料室の運営方針（案）

平成２９年６月
昭島市教育委員会

はじめに

昭島市では、第5次昭島市総合基本計画において、これからの図書館は基本的なサービスの充実だけではなく、経営の効率化や利用者の視点に立った事業展開の必要性が示されている。

また、第4次昭島市中期行財政運営計画においては、市民サービスの維持向上と行政運営の効率化を図るため、積極的に民間委託を推進し、民間活力の導入とともに市民の雇用機会の拡大にも努めることとしている。

このことから、(仮称)教育福祉総合センターの運営手法については、施設のコンセプトである「つなぐ・広がる・見つける・育む」知の拠点の実現性や市民に提供するサービス水準の向上、市の財政負担や事業の効率性等の観点から、最も効果的なものを選択する必要がある。

こうした考え方を踏まえ、(仮称)教育福祉総合センターの運営手法については、本センター建設計画庁内検討委員会で検討を重ね、さらに昭島市市民図書館協議会及び昭島市行財政改革推進会議でも検討した結果、市は指定管理者制度導入について一定の方向性を見出した。

この方向性を基に昭島市教育委員会では、その所管となる新図書館及び新郷土資料室について、あらためて各施設の現状や課題、今後のあり方等を整理し、持続可能で安定した運営手法について協議を行った。

この協議では、指定管理者制度の概要や国の考え方、図書館管理業務の指定管理者制度導入がトップランナー方式から見送られた背景等のほか、図書館と郷土資料室の現状と課題の認識を基に、それぞれの施設のコンセプトについて、指定管理者制度を取り入れることに関してのデメリットや疑問点について、指定管理者制度を取り入れた場合の市の立場について、市民ボランティアや市民との協働のあり方について、指定管理者制度の選定についてなどさまざまな質問や意見が出された。

その協議結果をまとめたものがこの「(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営方針(案)」である。

昭島市教育委員会としては、この運営方針(案)に基づき(仮称)教育福祉総合センター内で中心的役割を担う新図書館と新郷土資料室が、継続的・発展的に運営できるよう取り組んでまいりたい。

目 次

1	新図書館及び新郷土資料室の運営方針策定にいたる経緯	1
	(1) 昭島市庁舎跡地土地利用基本構想 (平成8年度策定)	
	(2) 昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会	
	(平成23年4月～平成24年3月)	
	(3) 昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画	
	(平成23年度策定)	
	(4) (仮称) 教育福祉総合センターへの変更	
	(平成26年6月市議会全員協議会)	
	(5) (仮称) 教育福祉総合センター建設計画庁内検討委員会	
	(平成26年11月～)	
	(6) 平成28年度第3回昭島市市民図書館協議会 (平成28年10月13日)	
	(7) 平成28年度第3回昭島市行財政改革推進会議 (平成28年11月2日)	
2	図書館及び郷土資料室の今後のあり方について	2
	(1) 図書館のあり方	
	(2) 郷土資料室のあり方	
3	新図書館及び新郷土資料室の今後の課題について	3
	(1) 新図書館	
	(2) 新郷土資料室	
4	新図書館及び新郷土資料室の運営について	4
	(1) 施設の設置目的に照らして、公正・公平で安定した管理・運営が 確保されるか	
	(2) 市民満足度の高いサービスの提供ができるか	
	(3) 効率的・効果的な運営と経費の削減が図れるか	
5	指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項	5
	(1) 人材の確保について	
	(2) 指定管理者候補の実績の評価について	
	(3) 地域との連携について	
	(4) 指定管理者との協議について	
	(5) 引継ぎの期間について	
6	指定管理者制度導入にあたっての市の役割	6
	(1) モニタリング・評価の仕組み作り	
	(2) 組織体制の構築	
7	今後のスケジュール (予定) について	7

1 新図書館及び新郷土資料室の運営方針策定にいたる経緯

(1) 昭島市庁舎跡地土地利用基本構想 (平成 8 年度策定)

庁舎分室跡地（昭和町 1 丁目地内、現昭和町分室）に図書館・郷土資料室・教育センターの三つの機能を持った「社会教育施設」の設置の検討に入る。

(2) 昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会

(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)

社会教育を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズ、本市の現況等を分析し、施設のコンセプトの検討を実施。その結果、「男女共同参画ルーム」を施設に含め、四つの機能（図書館、郷土資料室、教育センター、男女共同参画ルーム）を持たせることとし、運営手法としては、直営方式、業務委託方式、指定管理者制度方式、P F I 方式※の 4 方式を候補に検討を進めた。

※P F I 方式とは：民間の資金、経営能力及び技術力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等の業務を長期の契約として一括して民間事業者に委ねる手法。

(3) 「昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画」

(平成 23 年度策定)

様々な運営手法の考え方があの中で、運営手法の決定にあたっては、コンセプトの実現性や市の財政負担や事業の効率性、市民に提供するサービス水準の向上等の観点から、本事業において重視すべき評価の視点を整理したうえで、運営手法それぞれのメリットや課題を比較することにより、もっとも効果的に事業を実現できる手法を選択することとした。

ア 図書館

これまでの図書館サービスに加え、さらに新たなニーズや I C T に精通する人材等の確保が必要となり、市の置かれている財政状況から、職員のみで対応するには限界がある。運営手法の検討にあたっては、これを考慮したうえで、最適な手法を決定する。

イ 郷土資料室

収蔵品の管理・保存やプログラムの企画・実施、教育機関との連携等に知見を有する人材の確保等が必要である。運営手法の検討にあたっては、これを考慮したうえで、最適な手法を決定する。

(4) (仮称) 教育福祉総合センターへの変更

(平成 26 年 6 月市議会全員協議会)

昭和町分室から、旧つつじが丘南小学校跡地への事業用地の変更に伴い、従来からの四つの機能に加えて、児童発達支援や子育てひろば等、児童福祉の機能を加えた教育と福祉の複合施設として、設置を検討していくことになった。また、地域のコミュニティや防災に供する施設としての側面も併せ持つこととした。

また、この変更の際し、施設整備を市が行うこととしたため、事業運営手法の検討から P F I 方式を除外した。

(5) (仮称) 教育福祉総合センター建設計画庁内検討委員会

(平成 26 年 11 月～)

昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会での議論を踏まえ検討を進める過程で、業務委託方式については、同一職場内で委託雇用者と直営職員が業務を明確に分けて運営することには困難性があり、また、すべての業務を一体的に行うことができず、途切れのないサービスを提供するためには好ましくない等の理由から運営手法の検討から除外した。

その上で、直営方式及び指定管理者制度方式の 2 方式について検討を行った結果、市民サービスの向上と合理的な経営の両者を満たし、持続可能で安定的な運営を目指す意味で、指定管理者制度の導入が適当という結論に至った。

(6) 平成 28 年度第 3 回昭島市市民図書館協議会 (平成 28 年 10 月 13 日)

「昭島市民図書館基本方針・基本計画」の目指す図書館のあり方を達成するために、どのような運営手法が適当か協議し、指定管理者制度の導入について、一定の理解を得た。

(7) 平成 28 年度第 3 回昭島市行財政改革推進会議 (平成 28 年 11 月 2 日)

新図書館及び新郷土資料室の運営手法について、コスト面に重点を置き協議した結果、低コストで利用効率の高い図書館運営を期待し、民間の力を活用した指定管理者制度を推薦するとの結論に至った。

2 図書館及び郷土資料室の今後のあり方について

(1) 図書館のあり方

昭島市民図書館が新たな時代のニーズに応えていく方向性を定め、継続して運営していくことを目的に、平成 29 年 3 月に昭島市民図書館基本方

針・基本計画を策定した。

この基本方針・基本計画では、「学び、習い、楽しみ、育む知の拠点～本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場を目指して～」を基本理念とし、以下の五つを基本目標に掲げ、地域に開かれた知の拠点として、市民の学びを支え、地域や住民の課題解決に必要な資料や、情報の提供を実現できる図書館を目指す。

基本目標

- I 学び成長を応援する図書館
- II 仕事や暮らしに役立つ図書館
- III 楽しい図書館
- IV 地域とつながる図書館
- V 誰にでも利用しやすい図書館

(2) 郷土資料室のあり方

郷土資料室は、昭島市に継承される様々な地域固有の文化遺産の調査・収集・情報発信の拠点として、市民とともに地域の歴史・文化を学び、これを後世に伝え、郷土を愛する心を育むための施設とする。

また、図書館に併設される利点を最大限に活かすほか、展示スペース等の増設に伴い、より広範に昭島の歴史、風土、自然、伝統芸能、文化財等を総合的に提供できるような運営体制が適当である。

上記のあり方については、昭島市文化財保護審議会からも提言を受けている。

3 新図書館及び新郷土資料室の今後の課題について

(1) 新図書館

ア 平成 31 年度開館予定の新図書館は、現図書館の約 2.5 倍の面積に開架・閉架合わせて 40 万冊の蔵書を予定しており、また、来館者の増加も見込まれるため、配置する人員を増やす必要がある。

イ 現在の市民図書館の開館時間は、火・金曜日が午前 10 時から午後 8 時まで、水曜日が午前 10 時から午後 6 時まで、木曜日が正午から午後 6 時まで、土・日曜日及び祝祭日が午前 10 時から午後 5 時までとなっており、開館時間の平準化及び延長については、これまで多くのご要望をいただいている。

ウ レファレンスサービスや児童サービス及び今後導入が予定されている ICT を活用したサービス等、市民サービスの向上を図っていくには、

専門的知識を有する職員の確保及び柔軟で適正な配置が必要となる。

エ ボランティアを今までと同様に活用するとともに、ボランティアの育成にも取り組み、また、さらなる市民との協働の可能性を検討していく必要がある。

オ 今後の社会状況等を考慮し、国際化を意識した外国語資料の収集や館内の案内の外国語での表記等、外国人の利用者にも配慮していく必要がある。

カ 市の置かれている財政事情に鑑み、コストを抑えた持続可能な運営手法が求められる。

(2) 新郷土資料室

ア 新郷土資料室及び既存校舎棟の民具展示室、体験学習室、収蔵室、作業室を設置し、常設展示、企画展示、体験展示、関連講座等を行い、開館時間も図書館に準ずる計画であり、来館者の増加も見込まれるため配置する人員を増やす必要がある。

イ 昭島市のシンボルであるアキシマクジラの化石レプリカ展示を最大限に活かし、地形、自然、環境等を展示テーマのひとつにする。

ウ 展示する民具や遺物のほか、企画展示、文化財関連講座や子ども向け文化財教室、市内の有形、無形の文化財の紹介、文化財のデジタルアーカイブ化による資料や動画等の発信等、市民サービスの向上を図っていくには、専門的知識を有する職員の確保が必要となる。

エ 今後の国際化を考慮し、外国語での館内の表記や外国人を対象とした日本文化の発信等の講座等を実施する必要がある。

オ 現在の文化財ボランティアの活用やさらにボランティアを増やし、具体的に郷土資料室運営に関わってもらう仕組み作りが必要となる。

4 新図書館及び新郷土資料室の運営について

新図書館及び新郷土資料室については、それぞれの施設のあり方の具現化や課題の解決、そしてコストを抑えた持続可能な運営が必要不可欠である。

そのような中で、直営方式と指定管理者制度方式について、平成19年度に市が策定した指定管理者制度導入に関する基本指針における下記の三つの検討の視点に基づき比較検討を行った。

(1) 施設の設置目的に照らして、公正・公平で安定した管理・運営が確保されるか

直営の場合、市には大規模館の運営の実績がないという現状に対し、指

定管理者制度では、事業者が大規模館や郷土資料室を併設した図書館の運営経験やノウハウを備えており、スムーズな運営が期待できる。一方で、契約期間満了の際の引継ぎや、自治体の中に運営のノウハウが失われてしまうのではという懸念がある。これに対しては、詳細な仕様書、引継書及びマニュアル等の整備によりノウハウを保持することを市の責務とする。

(2) 市民満足度の高いサービスの提供ができるか

現図書館の司書率は 30%程度であり、新館の運営をしていくには郷土資料室も含めた専門職の確保が難しいことや、研修・養成制度も確立されておらず、専門性の継続が困難になる等の問題点が挙げられるが、指定管理者制度を導入すると、60%程度は司書の確保が期待でき、郷土資料室へも専門職の配置が可能となる。

また、各職員の勤務時間を柔軟に設定することで、土曜・日曜・祝日についても適切な人員配置が可能となる。

(3) 効率的・効果的な運営と経費の節減が図れるか

指定管理者制度を導入することにより、民間のノウハウにより、効率的・効果的な事業の実施や予算制度に縛られないタイムリーで機動的な事業の運営が可能となる。反面、収益があがる施設ではないため、入場者が増えれば負担が増大されることによるサービスの低下が懸念されるが、これに対しては、次期更新時の事業者選定の際に業績による加点制度を設ける等、事業者へのインセンティブを付与することも考慮し、サービスの質の確保を図る。

以上のことから、(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営手法については、指定管理者制度の導入が適していると判断できる。

なお、指定管理者制度の導入にあたり、市が求めている運営が実施されているか否かの判断を、市の責務として実施していく必要がある。

5 指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項

(1) 人材の確保について

新図書館及び新郷土資料室の設置の目的を達成するとともに昭島らしさを創出するため、昭島の歴史や文化の知識を持った人材の確保に努める。

(2) 指定管理者候補の実績の評価について

指定管理者候補の図書館及び郷土資料室の運営実績を重視した選定基準

を定め、安定した運営を確保する。

(3) 地域との連携について

市民との協働や学校との連携等、地域に根ざした事業運営を検討し、さらなる市民サービスの向上を目指す。

(4) 指定管理者との協議について

市と指定管理者が適宜相談・協議できるような場を設ける。

(5) 引継ぎの期間について

本市の特性の理解を深め事業の継続性を担保するため、引継ぎ期間を十分に確保する。

6 指定管理者制度導入にあたっての市の役割

指定管理者制度の導入にあたり、提供サービスの効果を計り、新図書館及び新郷土資料室の設置目的を達成するために、市では以下の役割を担うこととする。

(1) モニタリング・評価の仕組み作り

「モニタリング・評価」とは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例・規則・協定・仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認し、サービス水準の維持・向上を目指すとともに、その効果を図る手段である。

市では、定期的にモニタリング・評価を実施し、評価の結果を公表するとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、運営の継続が適当でないと認められたときは、指定の取り消しを行う等の一連の仕組みをつくる。

(2) 組織体制の構築

市が作成する要求水準書や仕様書に沿った運営が出来ているかについて日常的に点検・評価し、施設運営や事業内容の見直しを協議・指導する組織を施設内に設置する。点検・評価にあたっては、下記の項目に重点を置き、必要に応じ市民図書館協議会や文化財保護審議会の助言を受ける。

ア 新図書館

(ア)「昭島市民図書館基本方針・基本計画」の目標の達成に向けた履行

- (イ)「昭島市民図書館資料収集方針」に基づいた資料を「昭島市市民図書館資料選定要領」に沿って選定しているかの確認
 - (ウ)「昭島市民図書館図書廃棄基準」に基づいた資料の廃棄が行われているかの確認
 - (エ)「昭島市民図書館における地域資料収集基準」に基づき地域資料を収集しているかの確認
 - (オ) その他、事業者の創意工夫により各事業が効果的に行われているか等、PDCAサイクルを活用しながら協議・是正を実施
- イ 新郷土資料室
- (ア) 展示やイベントが昭島の歴史や文化を学び、郷土愛を育み、人を呼び込む目的を果たしているか、また、展示資料の入れ替え時に展示物等の保護及び紹介内容を含めた確認
 - (イ) 民具展示室、体験学習室の民具等の破損等の確認と修復
 - (ウ) 収蔵民具、遺物等が適正に管理されているかの確認
 - (エ) 展示物の適性、許可の選定、企画事業の確認
 - (オ) 市資料頒布、ホームページとデジタルアーカイブの更新の確認
 - (カ) 各小中学校を始めとする市内の施設・他団体との調整
 - (キ) その他、PDCAサイクルを活用しながら協議・是正を実施

7 今後のスケジュール（予定）について

平成 29 年度中に指定管理者制度に係る規程の整備を行う。その後、指定管理者を選定し、（仮称）教育福祉総合センターの開館に合わせ、その準備業務を含め指定管理者による運営を開始する。